

## 会津若松市水道料金等徴収業務委託プロポーザル募集要項

### 1 趣旨

この要項は、会津若松市水道料金等徴収業務を委託する事業者を公募型プロポーザル方式により選定するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

### 2 業務の概要

- (1) 業務の名称 会津若松市水道料金等徴収業務
- (2) 業務の目的  
会津若松市水道料金等徴収業務において、円滑な水道料金等の徴収業務を行い、水道事業経営の健全化を図ることを目的とする。
- (3) 業務の執行場所  
会津若松市上下水道局庁舎内に事務所を置き、当該業務区域は会津若松市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例(昭和41年会津若松市条例第47号)及び会津若松市簡易水道事業の設置等に関する条例(令和元年条例第67号)に定める給水区域の範囲内及び業務履行に必要な場所とする。
- (4) 業務の内容  
水道料金等徴収業務における以下の業務とする。
  - ① 受付業務(電話、来庁者への対応。)
  - ② 検針業務(再調査を含む。)
  - ③ 調定、更正業務
  - ④ 収納業務・滞納整理業務
  - ⑤ 精算業務
  - ⑥ 開栓、閉栓業務
  - ⑦ 給水停止業務
  - ⑧ その他、①～⑦に附帯する業務で、本市が必要に応じ指示する業務
- (5) 業務の履行期間  
令和8年4月1日から令和12年3月31日まで
- (6) 業務習熟期間  
契約締結日から業務委託開始日までの期間は、研修及び業務習熟期間とし、当該期間に関する経費は、受注者の負担とする。
- (7) 委託料上限額  
本業務を開始した日から令和12年3月31日までの期間の委託業務に係る委託料の上限額は、451,712,728円(消費税及び地方消費税に相当する金額を除く。)とする。  
(内訳)  
令和8年度 112,928,182円(消費税及び地方消費税に相当する金額を除く。)  
令和9年度 112,928,182円(消費税及び地方消費税に相当する金額を除く。)  
令和10年度 112,928,182円(消費税及び地方消費税に相当する金額を除く。)  
令和11年度 112,928,182円(消費税及び地方消費税に相当する金額を除く。)  
この金額は、契約(予定)金額を示すものではない。また、提案見積金額は、この上限額を超えないこと。
- (8) 担当課  
会津若松市上下水道局 総務課  
所在地：〒965-0064 福島県会津若松市神指町大字黒川字石上33番地の2  
TEL：0242-22-6073  
FAX：0242-22-6173  
メールアドレス：suidou@tw.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp

### 3 参加資格要件

本プロポーザルに参加することができる者は、参加意向申出書の提出期限の日から契約締結までの間、継続して、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

- (1) 会津若松市競争入札参加資格及び審査等に関する規程(平成16年会津若松市告示第90号)第5条の規定に基づき作成した名簿(以下「資格者名簿」という。)に「水道メーター検針・料金徴収業務」として登録された者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (3) 会津若松市入札参加停止等措置基準（平成25年3月22日決裁）に基づく入札参加停止措置期間中でないこと。
- (4) プロポーザルに参加する他の者と資本関係（親会社・子会社の関係等）又は人的関係（取締役等の兼務）がないこと。
- (5) 会津若松市発注工事等からの暴力団等排除措置要綱（平成19年12月14日決裁）に定める排除措置対象者でないこと。
- (6) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (7) 市税に滞納がない者であること。
- (8) 公共料金徴収業務の受注実績を平成27年度以降、継続して3年以上有し、水道料金等徴収業務または、公共料金徴収業務の目的達成に必要な従事者を配置できること。  
ただし、上記の受注実績において、会社の合併、事業譲渡並びにSPC（特別目的会社）の設立等によって継続して3年以上の受注実績を継承した場合は、受注実績として認める。
- (9) 常時雇用関係があり、かつ公共料金徴収業務について2年以上業務責任者として実務経験を有する者又は3年以上責任者代理として実務経験を有する者を業務責任者として専任で配置できること。
- (10) 個人情報情報の漏えい、滅失、き損、または改ざんの防止、その他個人情報情報の適正な保護及び管理のために必要な措置を講ずることができるものであること。
- (11) 前各号に掲げるもののほか、この要項において求める要件を満たしていること。

#### 4 スケジュール（予定）

項目	日程
公募開始（公告日）	令和7年7月1日（火）
質問書の受付期限	令和7年7月18日（金）17時まで
参加意向申出書の提出期限	令和7年8月4日（月）17時まで
参加資格確認の通知	令和7年8月上旬
業務提案書の差出期限日	令和7年8月15日（金）
業務提案書の配達指定日	令和7年8月18日（月）
選考委員会（プレゼンテーション・ヒアリング）の開催	令和7年9月上旬
選考結果の通知	令和7年9月中旬
契約締結	令和7年10月下旬～11月上旬

#### 5 募集要項等の入手方法

募集要項、要求水準書、各種様式等については、会津若松市ホームページからのダウンロードにより入手すること。なお、窓口又は郵送による配布は行わない。

（掲載場所）

トップページ>事業者の方へ>分野別（入札情報）>各分野のページ（3 公募（プロポーザル方式等））

#### 6 質問の受付及び回答

募集要項、要求水準書等に関する質問の受付及び回答は、次のとおり行う。

- (1) 提出期限  
令和7年7月18日（金）17時必着
- (2) 提出先  
2の(8)記載の担当課
- (3) 提出方法  
質問書（第2号様式）によりFAX、郵送又は電子メール（様式添付）で提出すること。  
FAX、電子メールの場合は、送付後、(2)の提出先あてに到達確認の電話をすること。  
なお、直接窓口を持参した場合は、受理しない。
- (4) 回答  
質問書に対する回答は、提出者あてにFAX又は電子メールにより随時回答するとともに、会津若松市ホームページに掲載する。なお、要求水準書等に関する回答は、要求水準書等記載事項の追加又は修正とみなす。

## 7 参加意向申出書の提出等

本プロポーザルに参加しようとする者は、次のとおり参加意向を申し出ること。

なお、10に定めるプレゼンテーション及びヒアリングの順番は、参加意向申出書の申込順とする。

### (1) 提出期限

**令和7年8月4日（月）17時必着**

### (2) 提出先

2の(8)記載の担当課

### (3) 提出方法

参加意向申出書（第3号様式）を上記(2)あてにFAX、簡易書留郵便又は一般書留郵送、電子メール（様式添付）のいずれかにより提出すること。FAX、電子メールの場合は、送付後、2の(8)の担当課へ確認の電話を行うこと。なお、直接持参した場合は、受理しない。

### (4) 提出書類

#### ① 会社概要関係書類

資本金、所在地、業務内容、社歴が確認できるもの

#### ② 財務状況関係書類

直近3期分の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書

#### ③ 労働条件関係書類

労働関係に基づく各種規則や協定の整備状況が確認できるもの

・就業規則

・労働基準法第36条の時間外及び休日労働に関する協定書

#### ④ 賠償保険加入状況関係書類

不測の事態に対応するための賠償保険の加入状況について確認できるもの

・保険証書の写し等

#### ⑤ 類似業務受注実績表

#### ⑥ 類似業務受注実績を証する契約書の写し、又は実績を証明できる書類

#### ⑦ 市税に滞納がないことの証明書

#### ⑧ プロポーザル参加事業者からの暴力団等の排除に関する誓約書

【他の者の受注実績をもって参加申込事業者の受注実績に代えた者】

①から⑧までのほか、

#### ⑨ 当該他の者の公共料金徴収業務の受注実績を証明する書類

#### ⑩ 当該他の者との関係を明らかにする書類

なお、上記の添付書類のみでは参加資格の確認ができない場合には、追加資料の提出を求めることがある。

### (5) 辞退方法

参加意向申出書を提出後に辞退する場合は、提案書の提出期限の日までに辞退届（第4号様式）をFAX、郵送、電子メール又は持参により提出すること。

## 8 業務提案書の提出等

業務提案書は、7に定める参加意向申出を行い、参加資格の確認の通知を受けた者のみ、提出できるものとし、次のとおり提出すること。

### (1) 提出方法

以下のいずれかの方法によること。なお、直接上下水道局総務課へ持参した場合は、受理せず失格とする。

#### ① 配達日指定郵便

簡易書留郵便又は一般書留郵便の「配達日指定郵便」により、(2)に示す配達指定日に会津若松市上下水道局に到着するよう郵送すること。

#### ② ゆうパック

書類の量が多く、簡易書留又は一般書留の定形外郵便物として郵送できない場合は、ゆうパックの「配達日希望サービス」により、(2)に示す配達指定日に会津若松市上下水道局に到着するよう発送すること。

### (2) 配達指定日 令和7年8月18日（月）

### (3) 配達日指定郵便の場合の郵便局窓口差出開始日 令和7年8月8日（金）

- (4) 配達日指定郵便の場合の郵便局窓口差出期限日 令和7年8月15日(金)  
 ※ 配達日指定郵便は、郵送できる期間が限られているため、差し出す予定の郵便局で事前に期日の確認を必ず行うこと。  
 ※ ゆうパックの場合は、差出日を限定しないが、配達指定日に到着するように発送すること。
- (5) 送付先(封筒又は送り状に記載すること)  
 〒965-0064 福島県会津若松市神指町大字黒川字石上33番地の2  
 会津若松市上下水道局 総務課 行  
 「会津若松市水道料金等徴収業務委託プロポーザル提案書等 在中」
- (6) 業務提案書の内容  
 業務提案書の記載内容については、以下の項立てに沿って作成すること。  
 ① 業務体制  
 ② 業務履行方法  
 ③ 地域貢献  
 ④ 個人情報保護  
 ⑤ 災害時対応  
 ⑥ 業務実績  
 ⑦ その他の業務提案  
 ⑧ 見積金額の考え方  
 ⑨ プロフィットシェア(別紙、プロフィットシェア要領による自由提案)
- (7) 業務提案書の形態  
 ① 業務提案書の表紙には業務提案書(第7号様式)を使用し、参加事業者名(正本にのみ記載すること)、提出日付、項ごとに番号を記入のうえ、頁の最初に目次を付け、各頁にページ番号を記入し提出部数ごとに綴り提出すること。  
 ② 業務提案書等の作成にあたっては、日本語を使用し、日本工業規格A4版縦置き横書き左綴りで作成し、正本1部、副本7部、電子記憶媒体(DVD)を提出すること。(両面印刷を原則とする。文字ポイントは11以上。ただし、図表、写真等中の文字は除く。)  
 ③ 電子記憶媒体のみでの提出は認めない。
- (8) 業務提案書作成上の注意点  
 ① 参加事業者名は正本のみに記載し、副本には提案者を判別できる社名、文字、ロゴ等は記載しないこと。また、業務提案書の内容に金額は記載しないこと。  
 ② 提案見積書(第8号様式)には、各年度の積算内訳書(第8号様式の2)を添付し、業務提案書とは別に1部提出すること。  
 ③ 8の(6)①～⑨に掲げる提案書各項のいずれかに不足がある場合、その項目は0点とする。
- (9) 費用の負担等  
 業務提案書、質問書その他の関係書類の作成及び提出に要する一切の費用は、参加事業者の負担とする。また、提出された書類等は、返還しないものとする。

## 9 失格又は無効

次のいずれかの事項に該当した場合は、失格又は無効とする。

- (1) 参加意向申出書の提出期限日において、参加事業者が参加資格要件を満たしていない場合。
- (2) 提案書その他提出書類の提出期限を遵守しなかった場合。
- (3) 提案書が指定した方法以外の方法で提出された場合。
- (4) 提案書その他提出書類に虚偽の記載をした場合。
- (5) 会津若松市水道料金等徴収業務委託事業者選考委員会(以下「選考委員会」という。)委員に対して、故意に接触を求める行為を行った場合。
- (6) 所管課の職員から不正にプロポーザル又は選考に係る情報を得ようとし、又は得た場合。
- (7) 前2号のほか、選考に影響を及ぼすおそれがあると認められる不正な行為を行った場合。
- (8) その他募集要項等に定める条件(軽微なものを除く。)に違反したと認められる場合。

## 10 受託候補者の選定

- (1) 選定主体  
 会津若松市水道料金等徴収業務委託プロポーザル選考委員会が評価を行うものとし、評価に当たっては、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する。  
 プレゼンテーション及びヒアリングの順番は、7に定める参加意向申出書の申込順とする。

- (2) 評価基準及び配点  
別に定める水道料金等徴収業務委託公募型プロポーザル方式による事業者選定基準のとおり。
- (3) 選考委員会によるプレゼンテーション・ヒアリングの実施
  - ア 開催予定  
令和7年8月下旬 ※参加順、集合時間その他詳細は後日改めて通知する。
  - イ 場所  
会津若松市上下水道局 2階 入札室（予定）
  - ウ 出席者  
プロポーザル参加者側の出席者は1事業者あたり3名以内とする。
  - エ 説明時間  
各プロポーザル参加者1事業者あたり30分以内とする（質疑応答時間は別途）。
  - オ 資料配布等  
選考委員会では、事前に提出した業務提案書に基づく説明を行い、追加資料の配布や投影は禁止する。

## 11 結果の通知及び公表

審査において選定された受託候補者名について、提案者全員にFAXで通知する。また、契約締結後、選考結果をホームページにおいて公表する。  
なお、本プロポーザルの審査結果に関する異議申し立て、質問等には応じない。

## 12 契約手続等

本プロポーザルは、本業務に適した提案者を選定するものであり、契約締結前に市と契約関係は生じない。

### (1) 業務内容に関する協議

本業務の内容については、会津若松市上下水道局と受託候補者と要求水準書及び受託候補者が提出した提案書を踏まえ、協議を行って仕様書を定めるものとする。受託候補者との協議が整わなかった場合や受託候補者が契約を辞退した場合は、選考における評価が次点であった者と協議を行うものとする。

### (2) 契約手続

会津若松市上下水道局は、地方公営企業法施行令第21条の13に定める随意契約により、受託候補者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内であることを確認したうえで契約を締結する。

選定された提案者は、上下水道事業管理者との契約締結に当たり、契約予定額の100分の10以上の額の契約保証金を会津若松市上下水道局に納入すること。

その他、契約締結に当たっては、会津若松市上下水道事業契約規程等に基づき行う。

### (3) 契約金額

契約金額は、(1)の協議結果に基づき、改めて見積書を徴取し決定する。なお、当該見積書の見積額は、業務提案の際に提出した参考見積書の見積額を超えないものとする。

## 13 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルの参加に要する費用は、全て参加者の負担とする。
- (2) 提出した業務提案書の書き換え、引き換え又は撤回をすることはできない。
- (3) 提案者が1者しかない場合においても、提案書及びヒアリングにより、選定を行う。
- (4) 会津若松市の入札参加資格者名簿に登録している事業者にあつては、**委任先を設けている場合には委任先の代表者名で全ての書類作成**を行うこと。
- (5) 本業務の受託者は、業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとする場合は、あらかじめ会津若松市上下水道局の承認を受けること。ただし、原則として再委託に係る経費の合計が委託料総額の50%以上の再委託は認めない。
- (6) 本件プロポーザルに関して、天災地変があつた場合、プロポーザル参加者の談合や不穏な行動の情報があつた場合など、プロポーザルを公正に執行できないと判断されるときは、プロポーザルを延期または中止することがある。その場合における損害は、参加予定者の負担とする。

## 14 様式一覧

質問書	第2号様式
参加意向申出書	第3号様式
辞退届	第4号様式
類似業務受注実績表	様式6
業務提案書（表紙）	様式7
提案見積書	様式8
提案見積に係る積算内訳書（年度別）	様式8-2
プレゼンテーション及びヒアリング出席者報告書	様式9
プロポーザル参加事業者からの暴力団等の排除に関する誓約書	指定様式
プロフィットシェア提案書	任意様式

